



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）…二
 - 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定……………（同）…四
 - 海岸保全区域の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…八
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…九
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…一〇
 - 市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…三
- 正 誤
- 平成二十六年十二月九日付東京都告示第十六百四十二号……………三

告 示

● 東京都告示第二十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

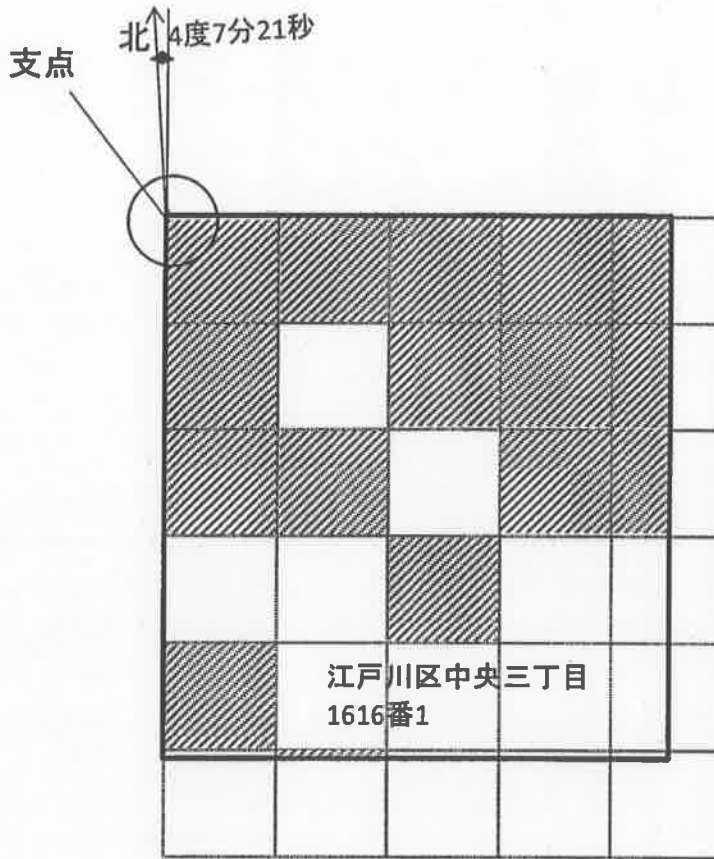
平成二十七年一月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

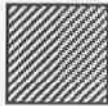
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区中央三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、江戸川区中央三丁目
1616番1の最北端とする。

【格子の回転角度(4度7分21秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更及び辞退の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十三日

東京都知事 舛添 要一